

保育施設の利用申込に関する確認書

＊内容をご確認いただき、□にチェックしてください。

【申込みについて】

・保育施設（保育所、認定こども園（2号・3号）、小規模保育施設）は、保護者の仕事や病気等の理由により、保育を必要とするお子様を保護者に代わって保育する施設です。 <u>保育を必要とする事由がなくなった場合は、退所となります（認定こども園に2号認定で在園している場合は、1号認定に変更が必要です）。</u>	□
・提出された書類の返却、コピー等は一切できません。育児休業給付金の延長手続き等で必要な場合は <u>提出前にコピー等をしてください。</u>	□
・書類の内容に虚偽等が判明した場合、入所決定や給付認定を取り消す場合があります。	□
・入所決定後に入所をキャンセルすると、次月以降の入所調整において優先順位が下がります。 <u>キャンセルが無いようにお申込みください。また、転園は現在利用中の施設の退園とあわせて決定します。決定した転園先をキャンセルすると利用できる施設がなくなります。</u>	□
・希望施設をお子様と一緒に見学し、教育・保育方針等を確認した上で、申請をしてください。また、お子様にアレルギーや食事制限、発達・発育で気になることがある場合は、見学の際に御相談ください。なお、希望施設の見学をしていない場合は、利用調整の対象となりません。 <u>※見学から日数が空いている場合は再度の見学をお願いする場合があります。</u>	□
・お子様を安全にお預かりするため、健診の結果等について市の関係機関に照会するとともに、入所希望施設に情報を提供する場合があります。	□
・<u>保育認定（2号・3号認定）と教育認定（1号認定）を重複して申請することはできません。</u>契約に係るトラブル等を避けるためにも、事前に各施設と御相談ください。 ※保育認定（2号・3号）の申込み（転園申請含む）をして保留となり、教育認定（1号）で入園した場合、<u>保育認定の申請は取下げとなります。継続して申請するには、手続きが必要です。</u>	□

【利用調整について】

・入所希望月の申込締切日までに提出された書類に基づき、保育の必要性（保育が必要な程度）を利用調整点数表により点数化し、優先順位を決定して利用調整を行います。優先順位の高い方（家庭等での保育がより困難と認められた方）から、希望施設の順に入所の可否を決定します。	□
・利用調整において保留となった場合、年度内（翌年3月まで）に限り、翌月以降も継続して入所調整を行います。なお、保留通知は最初の利用調整月のみ送付し、以降は入所決定時のみ連絡いたします。<u>また、翌年度（翌年4月以降）の入所は別途申込みが必要です。申込みの受付期間にご注意ください。</u>	□

【利用者負担額（保育料）について】

・利用者負担額（保育料）は、原則として1か月単位となります。登園日数による利用者負担額（保育料）の日割りはありません。	□
・利用者負担額は、原則、保護者（父母）が算定対象者となります。なお、保護者の市民税が非課税の場合、祖父母や内縁者等の児童の家計の主宰者が算定対象者になる場合があります。また、申請書に記載のない同居人等がいる場合、遡って利用者負担額が変更となることがあります。	□

※ 裏面もご確認ください。

- 保護者等が確定申告をしていない場合や海外で収入を得ていた場合など、<u>利用者負担額の算定根拠となる市民税額を確認できない場合、最高額での算定となります。</u> - 所得に応じた利用者負担額を算定するため、申告をされていない場合は、速やかに手続きを行ってください。海外で収入を得ていた方は、収入を証明する書類を提出してください。 - 修正申告により、市民税額が変更になると、利用者負担額も変更となる場合がありますので、保育・幼稚園課で手続きをしてください。なお、<u>利用者負担額が変更となる場合は、現年度に限り、遡及して変更します（過年度分の変更はできません）。</u>修正申告をされた場合は、<u>ご連絡ください。</u>	☐
兄弟姉妹に利用者負担額の滞納がある世帯は、利用調整点数表において減点となります。入所希望月の申請期限までに必ず支払いを済ませてください。	☐
入所後、2か月を超えて施設の利用がない場合、退所となります。なお、その間も利用者負担額は納付する必要があります。	☐
利用者負担額は必ず期日までに納付してください。利用者負担額を滞納した場合、滞納処分（差押え等）の対象となる場合があります。	☐

【入所後について】

入所後、定期的に保育の必要性（保護者の就労実態等）について継続して調査を行います。保育の必要性が確認できない場合、施設を退所となる場合があります。	☐
入所内定時及び直後の退職、転職及び就労日数、時間の減少があった場合、入所取消しとなる場合があります。	☐
入所後、お子様が環境に慣れるための「慣らし保育」があり、短時間での保育となります。期間については、お子様によって個人差がありますが、おおむね2～4週間程度かかります。なお、<u>入所日より前に慣らし保育をすることはできません。</u>	☐
お子様の身体や発達に関する事柄で入所後に判明した症状については医療機関等を受診の上、入所施設とよく御相談していただくをお願いします。※状態によっては退所となる可能性があります。	☐
仕事がお休み等で保育を必要としない日は、利用できません。また、勤務終了後は速やかなお迎えをお願いします。	☐
施設の円滑な運営に御協力ください。お子様に係る施設からの連絡・相談等に応じていただくをお願いします。	☐

【その他】

育児休業からの復職予定で申請をする場合 入所翌月の15日までに復職し、速やかに就労証明書を提出してください。	☐
妊娠・出産の期間に入所した場合 申請時の入所理由にかかわらず、妊娠・出産の期間中に入所した場合は、出産日の8週後の月末で退園となります。求職活動要件や育児休業要件に変更しての継続利用はできません。	☐
「求職活動」要件で申請をする場合 入所した月を含めて3か月以内に就労し、就労開始前月の15日までに必要書類を提出してください。なお、<u>3か月以内に就労ができない場合は、退所となります。</u>	☐

保護者署名欄	以上のことを確認（同意）のうえ、教育・保育施設の利用申込を行います。
	令和 年 月 日
	申込児童氏名 _____
	保護者氏名 _____